

対 策		実施主体	現 状 (平成18年度)	現 状 (平成18年度)
エコファーマー認定促進		農家、J A、県、 市町村	145人	530人
農地、水、環境保全向上対策での先進的営農活動の推進			—	3組織
直播栽培の普及			1ha	52ha
化学肥料 減肥体系 栽培の普 及	緩効性化学・有機質肥料の施肥普及		700ha	900ha
	畦内施肥技術の普及		150ha	250ha
	土壌診断に基づく施肥普及		187ha	250ha
	環境にやさしい農産物認証面積		44ha	81ha
クリーニングクロープの導入			130ha	130ha

(注：現状及び目標については諏訪地域全体の数値を再掲)

(3) 自然地域対策

自然地域内の保健休養地、スキー場、ゴルフ場等から流出する負荷に関しては、土砂流出防止等により負荷削減を図ります。また、自然地域の持つ水の浄化機能やかん養機能に着目して、その機能が十分発揮されるよう地域を保全します。

(4) 河川浄化対策

上川においてアダプトプログラム（地元住民・団体による美化活動）を実施し、地域住民の浄化活動を積極的に支援します。

対 策	実施主体	事 業 量
上川アダプトプログラム	県、参加団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの回収及び外来植物除去 ・3回/年以上

3 流出水対策に係る啓発に関すること

県は、パンフレットの作成や説明会を開催し、住民に取組目標、具体的対策を説明する等、理解と協力が得られるよう努めます。

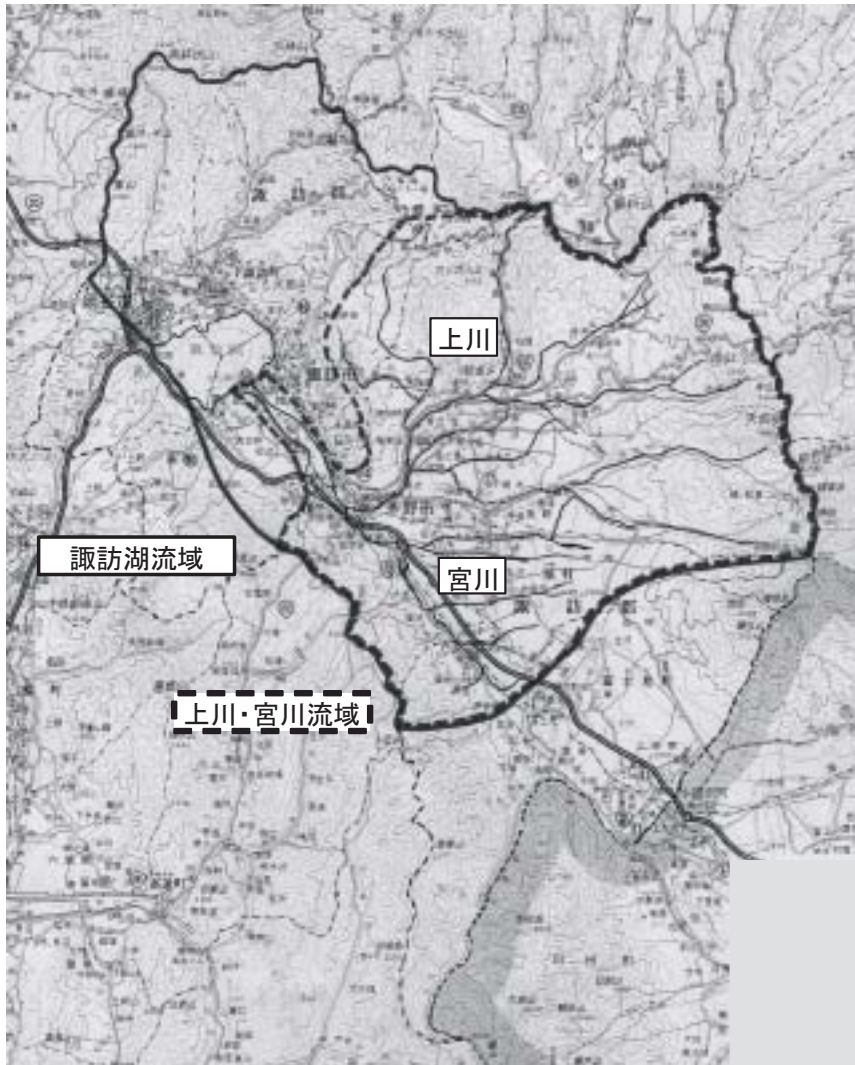
4 その他流出水対策の実施のために必要な措置に関すること

県及び市町村は住民の協力のもと、この地区をフィールドとして、水田、雨水地下浸透施設、透水性水路、側溝、集水枡等における水質浄化機能と地下水涵養機能の把握、その他流出水対策に関する研究を行います。

また、県は、対策効果の発現状況を把握するために、以下の測定監視を実施します。

測 定 項 目	頻 度	測定地点
水質 COD、全窒素、全りん、SS その他 流量	年4回	4地点 ・上川 上流部 中流部 ・宮川 上流部 中流部

【流出水対策地区図】



※森林地域は除く。

水環境課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ佐久平店
佐久市大字長土呂字下蟹沢251-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
株式会社平成不動産

北佐久郡御代田町大字草越1173-137

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称（氏名）及び住所

株式会社ニトリ

北海道札幌市手稲区新発寒六条1-5-80

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年11月12日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,544平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 69台
 - (2) 駐輪場の収容台数 30台
 - (3) 荷さばき施設の面積 85平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 25立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日
平成20年3月11日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は佐久地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間
平成20年3月21日から平成20年7月21日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

平成20年3月12日、南安曇郡豊科町外2町重光堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成20年度 建設資材価格調査業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成21年3月25日まで
- (4) 業務場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100

に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 公共工事に係る設計単価、工事単価又は労務単価調査等の調査業務委託の実績を有する者であること。
- (5) 一級土木施工管理技士、技術士(総合技術監理部門又は建設部門)又はシビルコンサルティングマネージャーの資格を有している者を配置することができる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県土木部土木政策課技術管理室

電話 026(235)7323

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年4月2日(水) 午前11時00分
イ 場所 長野県庁 西庁舎109号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けません。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) 本件入札は、平成20年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

土木政策課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、平成20年3月13日、千曲市杭瀬下土地区画整理組合の解散を認可しました。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

都市計画課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、平成20年3月11日、小布施町東町第二土地区画整理組合の解散を認可しました。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、平成20年3月24日に開催を予定していた飯田都市計画公園の変更案に係る公聴会を中止します。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画事業の種類及び名称
千曲都市計画道路事業 3・4・15号旧国道線
- 2 施行者の名称
長野県
- 3 事務所の所在地
千曲建設事務所（千曲市大字屋代1881番地）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画道路事業 3・3・41号丹波島村山線
- 2 施行者の名称
長野県
- 3 事務所の所在地
長野建設事務所（長野市大字南長野南県町686-1）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 入札の対象とする保険契約
県管理の国県道における道路上の事故の損害賠償に対応するための道路損害賠償責任保険契約
 - (2) 保険の内容

ア	種類	道路損害賠償責任保険	
イ	保険対象道路	県が管理する全道路（平成19年4月1日現在 5,174.5km）	
ウ	対人賠償限度額	1名につき	1億円
		1事故につき	5億円
エ	対物賠償限度額	1事故につき	4,000万円
オ	免責金額		0円
 - (3) 保険期間
平成20年4月24日午後4時から平成21年4月24日午後4時まで
 - (4) 入札方法
保険料の総額について行います。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とします。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」とい

う。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年以内に国又は地方公共団体と道路損害賠償責任保険の契約実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県土木部道路管理課
電話 026 (235) 7301

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年4月10日(木) 午前11時
イ 場所 長野県庁 西庁舎405号会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年4月4日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) 本件入札は、平成20年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
 - (2) 詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

長野県勘左衛門土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成20年3月21日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

理事

新任

氏名	住所
岩倉 豊夫	安曇野市豊科高家366番地2
藤田 輝邦	安曇野市豊科高家2044番地
宮澤 孝嘉	安曇野市豊科高家4160番地1
丸山 貞利	安曇野市豊科1545番地1

重任

氏名	住所
北原 靖宏	松本市大字島内7156番地イの1
水谷 太一	安曇野市豊科高家790番地
小林 日出雄	安曇野市豊科2229番地2
丸山 耕治	安曇野市豊科1945番地

退任

氏名	住所
中嶋 将雄	安曇野市豊科1763番地
中島 忠	安曇野市豊科高家2088番地2
山田 祐男	安曇野市豊科高家858の1番地
宮澤 房夫	安曇野市豊科高家4361番地

監事

新任

氏名	住所
中島 忠	安曇野市豊科高家2088番地2
丸山 泰	安曇野市豊科1269番地

重任

氏名	住所
松尾 旨雄	松本市大字島内7198番地

退任

氏名	住所
小西 庸一	安曇野市豊科高家717番地
丸山 暢一	安曇野市豊科1344番地

農地整備課

公告

長野市による浅川地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成20年3月21日

長野県長野地方事務所長 片山 昌男

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年3月24日から4月18日まで

3 縦覧の場所

長野市役所

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月21日

長野県南佐久建設事務所長 塩 入 邦 寿

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダム通信設備の保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成21年3月10日まで

(4) 履行場所

南佐久郡佐久穂町古谷 古谷ダム

南佐久郡佐久穂町余地 余地ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者又は電波法(昭和25年法律第131号)の規定による登録点検業者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市白田2015

長野県南佐久建設事務所 総務課

電話 0267(82)3101

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年4月10日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第一会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月28日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、平成20年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

河川課

正 誤

平成20年3月13日付け公告「一般競争入札」中

ページ	行(箇所)	誤	正
13	右側10	B以上に	Aに

県立病院課